

学校の教育目標  
自ら求め 鍛え合う

## 方針

### 『未然防止・早期発見・連携した対応』

**防…教育相談、懇談、アンケート、情報交流を基にして未然に防ぐ。**

**発…生徒の心身の状態や変化を素早く把握し、いじめの実態を発見する。**

**連…家庭との連携を綿密にするとともに、必要に応じ関係諸機関とも連携する。**

## いじめ防止対策推進法

「第2条 いじめの定義」から

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
\*「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう

「第3条 基本理念」から

- ①児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようとする。
- ②全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深める。
- ③いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

## いじめ未然防止・対策委員会

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 保健主事  
養護教諭 教育相談担当 スクールカウンセラー

## いじめ未然防止の取組

### 学びを実感できる授業づくり

- ・「話す・聞く・書く」の指導を重視し、**言語活動を充実させること**
- ・わかる授業を工夫し、**つまづいている生徒や学習意欲を失っている生徒に重点的に支援を行う。授業参加をさせ、活躍の場所をつくることで、主体的な学習態度を養うこと**
- ・家庭での学習の内容や方法を指導し、学習習慣を確立すること
- ・**情報モラルを学ぶ学習や調査を定期的に位置づけること**

### 豊かな人間性を育てる集団づくり

- ・仲間と協力したり、課題を解決したりしながら、**集団を高めていくことで、安心して学べ、自己肯定感や自己有用感を実感できる学級づくり**
- ・「思いやり」「生命尊重」「集団生活の向上」に重点をおいた道徳授業の実践
- ・異年齢集団活動の中で望ましい人間関係、役割を分担し合って協力し合う態度、自主的な態度の在り方を学んだり、連帯感を深めたり、成就感を味わったりする生徒会活動や学校行事

### 地域・保護者・学校の顔の見える関係づくり

- ・上之郷中学校PTA、学校評議員会との連携
- ・地域・家庭への教育活動公開、情報発信、地域の意見反映(授業・学校行事、生徒集会の公開、学校評価など)
- ・生徒会を中心とした携帯情報端末の使い方や使用時間の見直しと**約束作り**
- ・地域や企業から学ぶ学習  
(舳五山茶園活動、職業体験学習、伝統文化を学ぶ会など)
- ・青少年育成地域協議会・家庭と連携した挨拶運動
- ・学校ホームページで『いじめ防止対策基本方針』の公表

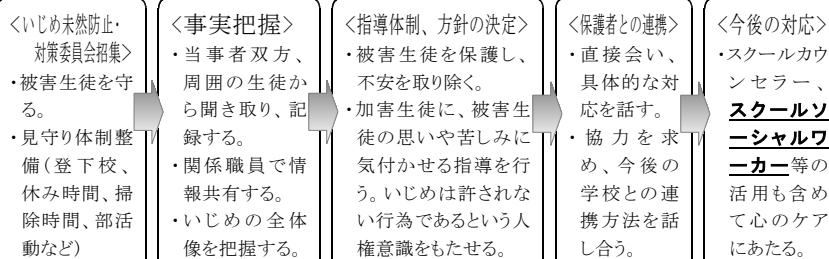
居場所づくり 絆づくり

## いじめ早期発見の取組

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
毎日	休み時間の校内巡回 部活動時の言動観察 生活ノート 学校安全カードやPTA地区委員との連携											
毎週	打合せ(毎週木曜日) ⇒生徒指導交流で情報を共有し、生徒理解を深める。											
学期	教育相談(6月・11月)、スマイルアンケート(毎月) 三者懇談(7月・12月)、Q-U検査(6月・11月)、 心の健康度調査(5月・10月・1月)											

- ・**企画委員会**(毎週月曜日)  
問題行動に対する指導内容の報告と、今週の指導の方向を決定する。
- ・**職員会議**(月1回)  
問題行動に対して長期的な指導方針や指導予定を提示し、全職員で共通理解を図る。
- ・**職員研修**  
いじめにつながる言動の共通理解を図る。
- ・**保護者向け**  
**学校の指導方針をPTA総会や学年懇談会、学校だより、ホームページ等で保護者へ周知する。**

## いじめへの早期対応



学校による調査結果・対応

御嵩町教育委員会による調査・指導

関係機関との連携  
上之郷小学校、可児警察署、  
中濃子ども相談センター等  
との相談・報告・通告